簡易評価型プロポーザル提案書評価要領 (長岡市観光周遊看板作成設置委託)

1 目的

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により委託事業者を決定する場合における 提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とします。

2 事業者の選考

- (1) 提案書の評価及び事業者の選考は、評価委員会を設置して行います。
- (2) 評価委員会の委員は別に定め、観光・交流部観光事業課が庶務を行います。
- (3) 評価委員会は、提案書の提出者かつヒアリング参加者の中から、最も優秀で本市の要求にあった事業者1者を選考する。

3 選考方法

- (1) 提案書の記述が要件を満たしていない者は失格とする。
- (2) 提案書のヒアリングは、各事業者2人以内、15分間の持ち時間で提案書に基づいて説明を行い、質疑応答を10分間行う。
- (3) 提案書の記述項目、ヒアリングの内容及び説明者に関して、選考評価基準を基に各委員が採点する。
- (4) 各委員の評価点数を事業者ごとに集計し、点数の最も高い事業者を最優秀者として 特定する。

4 選考評価基準

	評価項目	配点
1	本業務への取組体制・実績	
	○業務推進体制及び担当者等が明確であり、本業務を円滑に実施できる体制が整っているか。○提案者の経歴や実績等は評価できるか。	20 点
2	提案書・ヒアリング評価	
	 ○デザインカ ・看板デザインは観光客が思わず立ち止まって見たくなるような工夫がみられるか。 ・全体のコンセプト、構成等は当市の魅力や個性が分かりやすく伝わるものであるか。 ・写真やイラストなどを効果的に挿入し、見やすく、何度見ても飽きない工夫が見られるか。 	60 点
	○DXへの取組 ・デジタル化への工夫が見られる提案となっているか。	30 点
	○コミュニケーション力・質問に対する応答が明快で的確であるか。・提案書のまとめ方が明快で的確であるか。	10 点
総合評価 (得点の合計)		120 点